

## 令和 6 年度における差別相談事例について

※本資料において令和 6 年度に係るデータは令和 7 年 1 月末時点のデータとなっています。

### 1 本市における相談の受付状況

#### (1) 相談分野別件数

	行政 機関	教育	雇用・ 就労	公共交通 機関	医療・ 福祉	サービス (買物等)	災害時	その他 ・不明	合計
R 5	4	1	0	1	0	2	0	0	8
R 6	2	0	1	1	2	3	0	1	10

#### (2) 相談者の障がい種別ごとの取扱件数

	視覚	聴覚	肢体 不自由	知的	精神	発達	難病	その他 ・不明	合計
R 5	3	1	2	0	0	0	1	1	8
R 6	2	1	3	1	0	1	0	2	10

(※重複障がいのある方については主な障がい種別でカウント)

#### (3) 相談者区分

	R 5	R 6
障がい者本人からの相談	6	6
障がい者の家族からの相談	1	0
その他・不明（福祉施設や相談事業所、匿名等）	1	4

## 2 代表的な差別相談事例

### 【代表事例 1】草刈り機の使用について

分 野	雇用・就労	障がい種別	聴覚障がい	相談者	本人
相談内容	<ul style="list-style-type: none"><li>雇用先の現場の管理者は、私が聴覚障がい者であるため、私に草刈り機を使用させてくれない。私は補聴器を装着することを条件にして、草刈り機に係る免許を取得しているので使用したい。</li></ul>				
対 応	<ul style="list-style-type: none"><li>相談者の職場環境について聴取した。</li><li>相談者の雇用先の現場の管理者に事実関係を確認したところ、「公園などで子どもがいる際に危険なため、相談者には草刈り機を使用させていなかった。」との回答だった。このため、管理者に条例の趣旨について説明したところ、管理者から「今後は、周囲の安全性が確認できる場合には、相談者に草刈り機を使用させる。」と再度の回答があった。</li><li>その後、本人にその旨を伝えたところ、相談者から職場環境の改善がみられたという報告があった。</li></ul>				

【代表事例2】美術館の展示方法について

分 野	行政	障がい種別	肢体不自由	相談者	本人（県外在住）
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>私は車椅子を利用しているが、新潟市新津美術館のホームページを見ると、私が行きたいイベントの展示物が、車椅子を使用する障がい者が入れない場所（アトリウム）に展示されている。展示物の近くで一緒に写真を撮りたかったのに、美術館はこのイベントに障がい者が来館することを全く想定していなかったのではないか。</li> <li>今後、美術館は、企画展を開催する際、障がいのある人が来館した時に、どのような対応をしていくつもりか。</li> </ul> <p>【内閣府 つなぐ窓口を経由した相談】</p>				
対 応	<ul style="list-style-type: none"> <li>美術館に確認したところ、障がい福祉課への相談前に、相談者から上記の相談が既に美術館になされていた。美術館は、相談者に指摘されるまで、企画展に障がい者が来館することの十分な認識が欠けていた。</li> <li>美術館は、合理的配慮の提供として、車椅子の運搬又は展示物を相談者が撮影可能な場所に移動するなどの対応を提案したが、相談者はいずれも拒否した。</li> </ul> <p><b>(障がい福祉課の対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談者と美術館の調整はできなかったが、美術館に差別解消法や条例の説明を行い、美術館には、今後は企画展を企画する際には、障がいのある人が来館することを想定した企画にするよう伝えた。</li> <li>今後も引き続き研修等を通じて、条例の周知を図ることを相談者に伝えた。</li> <p><b>(美術館の対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>美術館は、障がいのある人への配慮に関するマニュアルを作成し、その他に内閣府のパンフレットも利用して、受付も含めた職員全員に差別解消法の内容について周知をした。</li> </ul> </ul>				
参 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>美術館としては、施設の特性として、アトリウムが見栄えのする展示場所（大理石の階段で展示物が映える）であるため、積極的に活用したいという事情があった。</li> </ul>				

【代表事例3】医院からの受診拒否について

分 野	医療・福祉	障がい種別	発達障がい	相談者	本人（市外在住）
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの特性（発達障がい、感覚過敏等）により、マスクをつけることができず、近くの医院から受診拒否をされている。</li> <li>・コロナ禍以前から通っていた医院だが、コロナ禍後にマスクを着けないで受診しているか電話で確認したところ、「他の患者もいるのでマスクを着けないと受診できない。」と言われた。最近は確認していないが、また断られるのが怖いので、確認はしていない。</li> </ul>				
対 応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師に相談者のカルテを確認してもらい、障がい福祉課からも相談者の特性を説明した。</li> <li>・医師から、今後は、相談者には駐車場の車内で待機してもらい、医院の裏口から診察室に誘導する方法で診察をしたい旨の回答があった。</li> <li>・その後、相談者から、受診できるようになったと報告があった。</li> </ul>				